

企業誘致サポーター設置要綱

(目的)

第1条 兵庫県企業庁（以下「企業庁」という。）が保有する用地のうち、別表1に掲げる対象地区内の産業用地及び業務用地（以下「産業用地等」という。）について、公民連携のもと企業立地に関する有効な情報を収集することにより、効率的かつ効果的な分譲を推進する。

(企業誘致サポーター)

第2条 企業誘致サポーター（以下「サポーター」という。）は、企業から投資計画や工場立地等の相談を受ける立場にある法人で、企業庁が適当と認めて登録した者とする。

2 前項の規定による登録は、原則として2年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

(サポーターの登録)

第3条 サポーターの登録を受けようとする者は、「企業誘致サポーター登録申請書」（別記様式第1号）により企業庁に申請しなければならない。

- 2 企業庁は、前項の申請者が、次の各号に該当しないと認めた場合は、当該申請者をサポーターとして登録する。
- (1) 立地希望企業
 - (2) 立地希望企業と会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号又は会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条に規定する親会社及び会社法第2条第3号又は会社法施行規則第3条に規定する子会社の関係を有する企業
 - (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同上第3号に規定する暴力団員
 - (4) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団等と密接な関係を有する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、企業庁がサポーターとして不適当と認める者
- 3 企業庁は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
- (1) 申請者が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約等において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 4 企業庁は第2項の規定による登録をした場合は、速やかにその旨を当該申請者に通知する。

(サポーターの義務)

- 第4条 サポーターは、この業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 サポーターは、この業務に関して、苦情、紛争等が生じたときは、自らの責任において処理しなければならない。
 - 3 サポーターは、情報収集に関して不正又は不当な行為を行ってはならない。
 - 4 企業庁は、サポーターが前3項の規定に違反したときは、その登録を取り消す。
 - 5 第1項の守秘義務は、第4項に基づき登録が取り消された後及び第2条第2項に基づき登録が失効した後も負う。

(サポーターの業務等)

- 第5条 サポーターは、次に掲げる業務を行う。
- (1) 立地希望企業に関する情報の企業庁への提供
 - 2 企業庁は、サポーターに対して、その業務に必要な産業用地等に関する情報を提供する。

(情報の提供)

- 第6条 サポーターが企業庁に提供する情報の内容は、1,000㎡以上の用地取得等を伴う立地を検討している企業等で、産業用地等への立地の可能性がある情報とする。
- 2 サポーターは、前項の情報を得たときは、立地希望企業の同意を得たうえで、「企業立地情報提供書」(別記様式第2号)を電子メール又は郵送により企業庁担当課に提出する。

(企業立地情報の受付)

- 第7条 企業庁は、前条第2項の情報提供があったときは、次の各号に掲げる事項について審査を行い、「企業立地情報受付確認通知書」(別記様式第3号)により情報受付の可否をサポーターに通知する。
- (1) 情報提供のあった時点で、既に他の者から同じ情報を受け付けていないこと。
- (2) 情報提供のあった時点で、既に同じ情報について、企業庁が誘致交渉を行っていないこと。
- (3) 立地可能な業種であること。
- (4) その他産業用地等に誘致することが適当でないと認められる事情がないこと。

(成功報酬支払条件の成立等)

- 第8条 企業庁は、前条により受け付けた情報を基に、立地希望企業との間に土地譲渡契約を締結し、かつ、土地譲渡代金が完納され、土地を引き渡したとき(企業庁が土地譲渡代金の分割払を認めたときは、契約保証金が納入されたとき)又は立地希望企業との間に事業用定期借地権設定契約を締結し、契約保証金が納入されたときは、サポーターに対して成功報酬を支払う。
- 2 企業庁は、前項の成功報酬の支払いを決定したときは、「成功報酬支払決定通知書」(別記様式第4号)により、その旨をサポーターに通知する。

(情報の無効)

- 第9条 企業庁は、次の各号のいずれかの事情に該当することとなったときは、成功報酬を支払わない。ただし、企業庁が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (1) 情報の提供があつてから2年を経過するまでに、前条第1項の状況に至らなかったとき。
- (2) 企業庁が成功報酬支払条件の成立の見込みがないと認めたとき。

(成功報酬の額)

- 第10条 成功報酬の額は、別表2のとおりとする(消費税額を含む)。

(成功報酬の支払)

- 第11条 サポーターは、第8条第2項による通知を受けたときは、企業庁に対し、成功報酬の支払いを請求書(別記様式第5号)により、請求できる。
- 2 企業庁は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求があつた日から起算して30日以内に当該サポーターに対して成功報酬を支払う。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

別表1（第1条関係）

対象地区	播磨科学公園都市 淡路津名地区生穂地区
------	------------------------

別表2（第10条関係）

区 分	金 額 (消費税額を含む。)
立地希望企業との間で土地譲渡契約を締結した場合	
① 土地分譲価格が1億5千万円未満	50万円
② 土地分譲価格が1億5千万円以上3億円未満	100万円
③ 土地分譲価格が3億円以上	200万円
立地希望企業との間で事業用定期借地権設定契約を締結した場合	
① 月額貸付料が50万円未満	5万円
② 月額貸付料が50万円以上100万円未満	10万円
③ 月額貸付料が100万円以上	20万円